

勇魚 ISANA

Mar. 1991 No. 4

目次

- 漁業と環境問題 . . . 1
内村良英
(社)大日本水産会 会長
- 鮎川の印象 . . . 2
エドワード・マイルズ
ワシントン大学教授
- 捕鯨は国際法に違反しているのだろうか . . . 4
鷺見一夫
横浜市立大学教授
- 第4回「IWC管理方式作業部会」報告 . . . 8
桜本和美
東京水産大学助教授
- ワシントン条約と捕鯨 . . . 11
金子与止男
(財)長尾自然環境財団 プログラム・コーディネータ
- 我慢のココロ . . . 13
清水洋三
(社)日本パソコンソフトウェア協会 専務理事
- 私が愛した鯨 . . . 16
ジェームズ三木
脚本家
- サエズリ談義 . . . 17
十返千鶴子
随筆家
- 不思議な鯨が地球の不思議を見ている . . . 18
高木岑生
フォトグラファー & デザイナー

ごあいさつ

漁業と環境問題

内村良英

(社)大日本水産会 会長

明年 6 月、リオデジャネイロで国連環境開発会議が開催されることになっており、各国、関係団体はいろいろの準備会議を持っているが、わが国国民の反応は、今一つという気がする。

1972 年の国連人間環境会議では、ベトナム戦争後の地球環境保全を論議する会議でありながら、そこで商業捕鯨のモラトリアムが決議され、わが国を始めとする商業捕鯨国が商業捕鯨を禁止せざるを得なくなったことは、周知の通りである。

公海における流し網漁業に対する国連決議にみられるように最近における国際世論は、環境保護のみを強調し、公海における水産資源の合理的利用を阻害するという行き過ぎた風潮が蔓延している感がある。殊に米国においてこの傾向が強く、米国の漁業者達もまぐる捲網とイルカの混獲、メキシコ湾におけるエビ漁業と海亀の保護等に悩まされ、漁業と環境問題の調整には強い関心を持っている。

環境が国際問題になるまでは、海は航行と漁業のためのものであり、また水産物は畜産物と並び人類の重要な動物性蛋白質の供給源である。

したがって感情的な環境保護論に対しては、人類の生存にとって水産物は欠くことができないものであることを訴え、漁業に対する正しい理解を得られるよう積極的に対応するとともに、漁業サイドとしてもあくまで科学的に対応する必要があるように思われる。

鮎川の印象

エドワード・マイルズ

ワシントン大学教授

同大海洋問題研究所長

私が鮎川を訪れたのは、1989年5月のことであった。鮎川に行って見たいと思ったのは、日本の沿岸小型捕鯨がどのような文化的背景を有するのかを現地を見て、理解したかったからである。

私は、鮎川は日本の沿岸4ヶ所に散在する小型捕鯨基地の1つであることを知った。歴史的に見ると、日本の捕鯨船はこれら4ヶ所のいずれか1ヶ所に居住する船主に属し、日本沿岸を回遊する鯨を追って、操業するという。鯨種は主として、ミンク鯨であるが、ツチ鯨やゴンドウ鯨も対象となっているという。

また、私の学んだことは、小型捕鯨の乗組員は数世代もの家系を通じて、永年にわたる捕鯨との関係を持つ伝統的家業を継ぐ人々の中から採用されるものであることで、これらの家族にとっては、鯨肉は家族の伝統としての『きずな』を象徴するシンボルでもあるということであった。乗組員は、年間契約によって、雇用されるのであるが、彼らは高校を出てから捕鯨以外の職業にはなじみがない。1987年はミンク漁の最終の年であったが、その年の各船の乗組員の平均年齢は49才であった。この事実の意味するところは、これらの人々が失業すれば、再就職はほとんど不可能であるということである。そして、単なる失業というものでは計り切れない損失を意味する - 例えば、数百年の伝統生活につちかわれた価値感の喪失などである。解剖員もやはり離散し、技術の喪失を味わったであろうが、おそらく彼らのほうが、他の捕鯨者よりは再就職の可能性は高かったと思われる。

鮎川におけるIWCのモラトリアムの影響は明白である。地域社会は多数の失業者を出し、その結果誇りを傷つけられた。捕鯨がなくなったことから、観光のほうも50%減少しており、その為この地域での二大経済的基盤が消失した。これらの結果として、地域の人口構成は益々老年層に片より、もしもこの傾向が無限に継続すれば、鮎川の町は死滅してしまうであろう。

どのような地域社会であろうとも、死滅するという宣告を受けるのは残酷なことである。その宣告は正義によるものであろうか？ 私にとっては、答えは『否』である。そもそも世界中の鯨を一律に完全捕獲禁止するというのも、またミンク鯨を捕獲禁止するというにも、科学的な理由は全くないのである。

私にとって、Conservation(保全)という言葉は、「賢明な利用」

を意味するものである。この観点から、規制や、その他の管理に関する決定については健全な科学的評価に基盤を置いて行われるべきものであると考える。日本の沿岸小型捕鯨が、生態系を維持し得る活動であることは、明白である。それを非科学的で、非保全的な理由から禁止するというのは合理的ではない。しかし、私が一言つけ加えたいのは、日本の漁業者によってたまたま行われているイルカの大量殺りくが盛んに外国に報道されており、これは日本の為に悪い印象をあたえているということである。

鮎川の運命と、それが象徴する状況を考える時、私は悲しさに打たれるのである。

捕鯨は国際法に違反しているのだろうか

鷲見一夫

横浜市立大学教授

「環境保護論者のあなたが、どうして捕鯨を肯定なさるのですか。」こうした類いの問いかけを、しばしば受ける。環境保護論イコール反捕鯨と単純にとらえている人の眼からすると、私の言動は、相当に不可解なようである。このような質問を頻繁に受けるということは、すべての鯨種が絶滅の危機に瀕しているというような認識が、単に外国ばかりでなく、日本でも相当に広がっているためではないかと思われる。

今日、地球環境フィーバーが高まるにつれ、捕鯨反対を標榜することが、環境保護主義のシンボルであるかのごとき風潮が世界的に生じてきている。そればかりではない。最近では、環境保護論者の非難の矛先は、南氷洋のオキアミ漁業、ベーリング海ドーナツ水域でのスケソウ漁業、さらには流し網漁業へと広がりつつある。

10年前までは、多くの国際法学者が、国連海洋法条約との関連で、漁業問題についても積極的に発言したり、書いたりしていた。しかし、200カイリ水域が定着し、また捕鯨モラトリアムが採択されるに至って、近年では、漁業とか捕鯨とかについての国際法学者の論文は、めっきりと少なくなってしまった。さわらぬ神にたたりなしの雰囲気蔓延しているためであろうか。この意味では、私などは、さしずめ「稀少種」といったところであろう。いやドンキホーテなのかもしれない。

1988年4月に、アメリカ政府が調査捕鯨への対日制裁として、バックウッド・マグナソン修正法を発動して、200カイリ水域の漁獲割り当てをゼロとする措置をとった直後に、アメリカ国際法学会で捕鯨問題を取り上げたいので、訪米して欲しいとの招きを受けた。出掛ければ恐らく集中砲火を浴びることは必至と思われたので、いささか躊躇したが、敢えて受けて立つことにして、ワシントンまでのこのこと出掛けていった。

学会では、正面作戦に出ることにした。まず最初に、絶滅の危機に瀕している鯨種の捕獲禁止は当然のことであるが、南氷洋のミンク鯨は70万頭もいると推定されているのに、これを少しくらいとったぐらいで資源基盤が損なわれるわけでもないのであるから、これまでもモラトリアムの対象とするのは合理性に欠けるのではないかという疑問を提起した。そして、このような前提の上

に立って、次のような問題提起を行ってみた。(1)国際捕鯨取締条約では、「鯨族の適当な保存」という目的と並んで、「捕鯨産業の秩序ある発展」という目的が掲げられているのであるが、モラトリアムは、後者の目的と背反するのではないか。(2)国際法と国内法とが抵触する場合には、後者を前者に合致すべく修正するというのが国際法の基本原則であるのであるが、アメリカのパックウッド・マグナソン修正法とペリー修正法は、この基本原則に反しているのではないか。(3)アメリカは国内法に基づいて制裁を叫ぶが、国際法の上から適法な行為にはたしてそのような制裁を科することができるのか、またそのような警察的行為を行う資格を、国際社会の誰から授權されているのか。

これらの問題提起について、相当に強い口調で報告を行ったので、当然に逆襲があるものと、報告後は内心穏やかではなかった。しかし、意外にも、質問のほとんどは、アメリカ商務省のブレナン氏に向けられ、アメリカ政府の対日制裁の法的妥当性について集中した。気負い込んでいただけに、学会が終わったときには、何だか肩透かしを食ったような思いであった。

その後、昨年12月10日～12日にハワイで開かれた「21世紀における海洋の自由」と銘打った国際会議に招請された。捕鯨、流し網が、主要議題となることは明らかであった。またしても何で敢えて貧乏クジを引く必要があるのだろうかと思いつつも、飛んで火に入る虫になることにした。

会議では、流し網問題を中心に報告を行った。捕鯨問題については、アメリカ国務省のチャンドラー女史が、対日制裁を強めるために、自動車の輸入制限を行うべきであると主張し、そのためにペリー修正法を改定すべきであるとの趣旨の報告を行った。彼女の報告が終わった途端、会議参加者全員の眼が一斉に私に集まった。

議長からも発言を促された。そこで、彼女には、「どうぞおやりになったらいかがですか」と答えた。その理由としては、まず第一に、もしもそのような恣意的なガット規定の運用が許されるのであるならば、日本としては、心おきなくオレンジ、牛肉、米などを輸入制限できること、第二に、日本外交が歪んでしまっているのは、経済の対米依存が大きすぎるためであることから、外交健全化のためには貿易パートナーを多様化した方がよいこと、第三に、現在のような浪費的なライフスタイルを改めるには、日本は経済成長率を落とした方がよいことなどを挙げた。そして、調査捕鯨でミンク鯨を300頭捕獲することくらいで大騒ぎされるよりも、東チモールでは、アメリカの武器援助で、インドネシア軍により、1975年以来20～30万人もの人間が殺害されてきているのであるから、そのような深刻な問題の方にもっと眼を向けられてはどうです

かと切り返してみた。これには、彼女は、キョトンとした顔つきをして、何も答えなかった。恐らく彼女は、東チモールで発生している事態を知らなかったのではないかと思われる。

会議終了後、ニュージーランド・グリーンピースのハグラー氏から、捕鯨問題について話し合いたいとの申し出を受けた。これで、ワイキキの浜辺に出る機会はなくなってしまった。海辺を横目で見やりながらの捕鯨論議となった。氏の主張は、鯨肉を食べるのは贅沢であり、動物性タンパク質の補給は牛肉、豚肉、鶏肉で十分なのであるから、日本は捕鯨をやめるべきであるという点にあった。これには、問題は人間の嗜好にかかわる事柄で、自己の好みを他人にまで押し付けるのは賛成できないこと、従ってインドの人々が牛肉を食べるのはけしからんと言い出したら、どのように答えられるのか、また開発途上国の人々の眼からすれば、牛肉生産は飼料穀物を浪費する贅沢品ということになりはしませんかなどと反論した。

議論は尽きるところがなかったが、別れ際に氏から、東京、オークランド、サンフランシスコなどで、捕鯨問題についての公開シンポジウムをやったらどうかとの提案がなされた。これには、いい企画だと賛成した。どこかオーガナイザー役を買って出てくれるところはないものであろうか。

ハワイから帰国して程なくして引っ張り出されたのが、(財)日本鯨類研究所の主催による国際会議である。この会議は、去る 1 月 29 ~ 31 日にかけて晴海のマリナーズコート東京において開かれた。仕掛け人は、日本鯨類研究所の長崎福三氏である。氏の目論みは、外国の国際法の専門家を招いて、捕鯨問題を法的な観点から徹底的に議論しようというのである。この種の国際会議は、わが国では初めての試みであった。

会議には、アメリカからは、E・マイルズ教授(ワシントン大学海洋研究所所長)、ヴァン・ダイク教授(ハワイ大学法学部)、R・フリードヘイム教授(南カリフォルニア大学国際関係論)、R・クネヒト教授(デラウェア大学海洋政策センター)が参加した。IWC 事務局長の R・ギャンベル氏も出席した。日本側からは、水産庁次長の島一雄氏、元 IWC 日本代表の米沢邦男氏も出席した。残念ながら、アイスランド外務省法律顧問で、かつ IWC アイスランド次席代表の G・エイリクソン氏は、急な公務が生じたために参加できなかった。なお、会議の書記は、米国ワシントン州弁護士 J・ヘイスティングス氏が務めた。

この会議における私の最大の関心事は、先に触れたアメリカ国際法学会での報告内容がすでにデンバー大学のジャ・ナルに「日米捕鯨戦争」と題して掲載されていたことから、これに対して外国の国際法学者がどのように反論してくる

であろうかという点にあった。しかし、正直いって、この期待は裏切られてしまった。

私の問題提起に対しては、外国参加者からの説得力のある回答は得られなかった。というよりも、反捕鯨国の行動は、国際法的には正当化のしようがないといった方がよいであろう。「力は正義なり」の反捕鯨国の行動を、国際法学者としては、弁護のしようがないのである。

ただこの会議でアメリカ側の学者からの反論で最も印象に残ったのは、日本政府はモラトリアムへの異議申し立てをなぜ撤回してしまったのかという指摘であった。これには、一本取られたというのが、偽らざる感想であった。

1984年11月13日に、アメリカ政府は、200カイリ水域への入漁制限をちらつかせて、日本からモラトリアムへの異議申し立てを撤回させることに成功した。この撤回を約束させられたのが、村角・ポールリッジ協定であった。しかしながら、ウィーン条約法条約第52条に照らしてみると、この協定は、強制によって結ばれたものといえるのであって、それ故に無効であるというのが、私の見方である。

この会議で最も驚いたのは、島氏が実に忌憚のない発言をされたことである。このような印象を事務局役を務められた三崎滋子女史に漏らしたところ、外交会議ではこんなものではないと聞いて、二度びっくりであった。

国連海洋法会議でのペーパー外交を見慣れてきた私には、島氏の発言態度は、実に新鮮なものに映った。わが国の海洋法会議出席者がこうした率直な発言を行っていたならば、日本漁業の今日の窮状は相当に避けられたのではないかと、今さらながら惜しまれてならない。

第 4 回「IWC 管理方式作業部会」報告

桜本和美

東京水産大学助教授

IWC が主催する改訂管理方式検討のための作業部会が 1990 年 12 月 5 日から 12 日までの 8 日間にわたって東京で開催された。参加各国はアイスランド、アメリカ、オランダ、日本、ノルウェー等を含む 7 カ国、参加者は 6 人の招待研究者を含め 28 人であった。管理方式に関連する会議は独立した作業部会だけで既に 4 回を数え、IWC 科学委員会の直前に開催される作業部会や科学委員会での議論を含めると 9 回以上にも及ぶ。特に 1990 年は 2 月(ノルウェー)、5 月(IWC 科学委員会の開催日直前、オランダ)、12 月(東京)と 1 年間に 3 回も作業部会が開かれている。IWC としても改訂管理方式の完成に向け相当の労力を傾けていることが伺える。

この起こりは 1986 年の第 38 回 IWC 科学委員会において 2 つの改訂管理方式が提案されたことに始まる。それは現在我々が持ち得ている生物学的知見や現在の技術水準で可能な資源推定値の精度などを考慮すると、現在の管理方式では管理に失敗する可能性が高いという批判に対して提案されたものであった。以来改訂管理方式を完成させるための長い道のりを歩むことになる訳であるが、上記のことは資源の包括的見直し作業とも深く関わるため、また、今後 IWC がどのような管理理念のもとに鯨類資源を管理していくのかを決定することにもなるため、重要な検討事項として取り扱われることとなった。

現在、資源動態モデルをベースとして組み立てられたいわば現行管理方式の改訂版とも言える 3 つの管理方式と、資源動態モデルを仮定しない 2 つの管理方式が提案されている。検討作業はシミュレーションによるスクリーニングテストを課すことによって実施され、大きく基礎編と応用編の 2 つに分けられている。基礎編は設定された管理海区内に 1 つのストックがいる場合を基本的な仮定とした上で、いろいろ条件を変えたトライアルを行い、各方式の基本的な性能・特性を調べようとするものである。その中には、環境容量が経年的に変化する場合や目視法による資源推定値がいつも過大推定になっている場合(実際の資源量の 1.5 倍)なども含まれており、全部で 150 以上ものトライアルが課せられている。

基礎編は各管理方式の基本的な性能や特性をテストするためには重要であるが、実際には管理海区とストックが 1 対 1 に対応していることは希で、1 つの

海区に複数の資源が存在する場合や、1つのストックが複数の管理海区にまたがって生息している場合の方がはるかに多いと考えられる。応用編ではこの点を考慮し、より現実的な状況を想定したトライアルが設定されている。具体的には沿岸捕鯨、沿岸・沖合混合型、遠洋捕鯨のそれぞれを想定した場合についてのトライアルが考えられている。

現時点までに実施された基礎編のすべてと応用編の一部については上記5つの管理方式のすべてがテストに合格している。合格の基準は(1)多くの捕獲数が確保されること(2)捕獲数の年変化が小さいこと(3)資源を激減させる可能性が小さいこと、の3点である。また、次第に各々の方式の特徴も明らかになってきたが、今のところ5つの方式の中で上記のすべての基準に対して最良となる方式はないこともわかっている。

上記の一連の作業の続きとして今回の東京での作業部会が開催された訳であるが、主な検討事項は以下の3点であった。(1)沿岸・沖合混合型の例として北大西洋沿岸の捕鯨を想定したトライアルのプロトコルを設定すること。(2)遠洋捕鯨を想定したトライアルの結果について審議し、プロトコルの改良を行うこと、(3)5つの方式からベストワンを選ぶための比較方法を検討すること。(1)、(2)に対しては、今回の会議で新しく取り決められたトライアルの結果を1991年5月の作業部会で審議することになった。(3)の検討事項についてはかなりの時間をさいて議論されたにもかかわらず、特定の比較方法を決定することはできなかった。その理由は、上記3つの評価基準全てについて最良となる方式がないという状況のもとでどれか1つの方式を選ぼうとすると、どの評価基準を重要視するかが問題になるが、これは管理者の価値観の問題でもあり合意に達することは本来的に困難な問題であるからである。ただ、このことが1991年の年次会議で改訂管理方式を決定するというスケジュールを遅らせることも懸念される。しかし、5つの管理方式が全てのスクリーニングテストをクリアしたとすれば、5つのうちのどの管理方式が採用されたとしても管理可能であることが保証されたことになる。『不確実性』という理由のもとに鯨類資源の管理は不可能であるように言われ始めていた数年前と比べると、5つも新しい管理方式が完成されようとしているのである。このことはもっと強調されてしかるべきであろう。

非常に永い年月を費やすことになったが、膨大なシミュレーション・トライアルによって実に多くのことが明らかになってきた。現行管理方式に対する非難的であった動態モデルが不明であるということも、言われていたほど、あるいは我々が思い込んでいたほどクリティカルに影響しないことも分かってきた。

いくつもの管理方式をテストするためのプロトコルをつくり、スクリーニングを実施していく一連の作業手順は今後IWC科学委員会においても1つのアプローチの仕方として他の研究に応用されていくことであろう。作業部会に関わってきた多くの人達がこれまでに費やしてきた膨大な努力も今ようやく実を結ぼうとしている。

ワシントン条約と捕鯨

金子与止男

(財)長尾自然環境財団 プログラム・コーディネータ

野生生物保護のために働いている私は、野生生物や自然環境は当然保護されるべきであると思っている。一方で、この世に生を受けたことで原罪を背負ってしまったとも思っている。従属栄養生物でもある人間は誰でも、他の生物に依存しなければ生きていけないからである。

この相反する認識は、ふたつの一見矛盾する命題を提起する。命題 1：野生生物は保護されるべきである。命題 2：野生生物は利用しなければならない。

命題 1 を「野生生物の保護のためには、その生き物にいっさい手を触れてはいけない」と言い換えるとどうであろう。命題 2 の極端は「人間のためには野生生物はいくらでも利用してもよい」である。おそらく、私自身を含め、これにはほとんどの人が反発するはずである。決してそんなことがあってはならない。

ところで、野生生物の適度な利用は逆に保護のために役立つ場合があるという考え方がある。私は、たとえば、アフリカゾウ、ワニ類、タイマイなどは、このケースに該当すると考えている。いくつかの国では、これらの種に経済的な価値を与えることによって、保護を成功させている事例がある。こうした種、とくにゾウやワニのように危険な動物に経済的価値を与えなかった場合に、それらは地域住民にとっては全くの害を及ぼす動物として、敵意の対象となり、極端な場合には 1 頭もいなくなるように駆逐されてしまうことがある。そのままで行かなくとも、彼らの生息環境はより経済効果のある農地や放牧地へと変換され、結果的に住み場所がなくなり、死に絶えてしまうだろう。

さて、クジラの保護のために捕鯨を続行すべきなのかどうかは、私は知らない。しかし、固体数が多くて、小規模の捕獲を許しても、その生息状況に悪影響を及ぼさないのであれば、十分な安全弁を設定したうえで、捕獲しても何ら問題ないはずである。

日本は捕鯨問題で、主に欧米から批判され続けてきた、ワシントン条約との関連で言えば、日本は 6 種を留保しており、このことが、内外の環境保護団体や外国の政府の日本批判の原因となっている。マッコウクジラ、イワシクジラ、ナガスクジラ、ミンククジラ、ニタリクジラ、ツチクジラである。

ワシントン条約の条文には、締約国は条約に加盟するさいに、もしくは条約

の付属書の内容に変更が加えられたさいに、条約の規制には拘束されない「留保」権を行使することができる」と明文化されている。留保は締約国に与えられた条約上の権利であり、留保していること自体にたいしての批判は、的外れである。問題はその留保がどのように使われているかであり、留保の数や留保の行為そのものに関しては問題にすべきではない。

条約の締約国のうち、留保権を行使していない国との取引は非難されて当然である。たとえば、クジラ以外で留保しているベンガルオトカゲやサバクオオトカゲに対する批判は納得できる。これは、締約国で留保していないバンラデシュから大量に輸入しており、取引全体を見れば明らかに違法だからだ。しかし、非締約国や留保している締約国からの輸入は条約上も、国内規制上も決して違法行為ではない。日本が現在おこなっている調査捕鯨によるミンククジラへの持ち込みも、たとえ留保していなくても、主として商業目的とは考えられないから、厳密には条約上可能である。

一方、条約の付属書の中身の正当性についても問題がある。ボツワナで 1983 年に開かれたワシントン条約の締約国会議で、ミンククジラやニタリクジラを付属書に移行させる提案が提出された。条約事務局は、条約の規定に従って事務局独自の勧告をしたなかで、これらの種は付属書への掲載の正当性はないとしている。本会議では、日本、カナダなどが反対したが、結局この提案は採択されてしまった。また、事務局に届いたコメントでは、スイス、アメリカなどもこの提案には懐疑的であった。この間の経緯については、ボツワナの会議に出席した長崎福三氏の鯨研通信 350 号の論文に詳しい。

来年の 3 月には京都でワシントン条約の第 8 回締約国会議が開催される。捕鯨反対の保護団体も多数出席するであろうし、対日批判も強まることが予想される。しかし、クジラ類に関する問題はワシントン条約よりも IWCの方がより適切な議論の場であると言える。日本の調査捕鯨に対する批判や、その他の正当性のない批判により、論点がぼやけてしまったり、より重要な問題に関して議論の時間が十分とれなかったり、さらには日本政府自体が理性的な判断ができなくなるようなことのないように祈るしだいである。

我慢のココロ

清水洋三

(社)日本パソコンソフトウェア協会 専務理事

鯨が潮を吹く。鯨が尾を跳ね上げる。尾の形がスクリーンに映し出され、図形として、コンピュータに記憶される。生徒たちは目の前に見た鯨の尾の姿から、その鯨の種類を推理する。コンピュータも判断する。答えは生徒とコンピュータと一致。

セザミストリートの創始者であるアメリカのギボン博士が創った「ミミ号の航海」という教育ソフトプログラムの冒頭の一騎で、ミミ号は鯨の調査を行ったりしながら知的冒険の世界の旅に出る。

このアメリカのヒットソフトが鯨から始まるのは、子供たちが鯨が大好きな故だろう。

先頃、山口県の日本海側の地域の開発事業に関連して萩の近くの漁港の町を訪れたとき、県の若手の官僚が、日本海のどこかの湾を「鯨の牧場」としようというプランがあると私に話した。

私はとてもいいなと思い、すぐこの「ミミ号」のことを思い出し、大勢の修学旅行の生徒たちが、鈴なりになり船の上から、鯨の勇姿に声を上げている風景を想像した。

牧場なら飼育するのだから収穫出来る。増えれば獲ってよく、減れば増やせばよい。この当たり前すぎるような考えに、私は感激した。

いいプランだから是非実現して下さいと申し上げたのだが・・・多分。

鯨に関しては、私は、近頃自分が相当卑屈な人間ではあるまいかと思う程、鬱屈した思いにとらわれている。

2月23日湾岸戦争が地上戦に入ったその日、柏市の高島屋デパート魚売場で、鯨のステーキ用 130 グラム 1,300 円。これはまだよい。なんとか歯をくいしばって我慢する。鯨のベーコン、旨そう、とても上等、色もよい、8 切れ、500 円・・・イヤイヤ 1 桁ちがう 5,000 円なのだ。ウーンもう我慢がならない。我国代表に赤インクをぶっかけた連中の顔(知ってる訳がないのになぜか思い出す)・・・何故我々は、大好きなベーコンを、家内のアルバイト賃の 1 日分より多いお金で買わなければならないのか。我慢が良すぎるのだ。「チキショー」と思いながら、両方とも買ってしまった。こうなればヤケクソだ。アメリカにも、

名も知らぬ捕鯨反対の国にも、我慢して鯨を宝物のように喰う。鬱屈の味の素がたっぷりかかって旨い旨い。本当に旨かったバカ!!。

春とは言え寒さがきつい夜。今夜も、大阪「たこ梅」を思い出した。錫の大徳利から錫のグイ呑みに白鹿がトクトク注がれる。「サエズリ」(鯨の舌)と少し緊張して注文する。有難い。名物の蛸煮、オデンの数々、白鹿数杯。最後の一杯の時、小さな声で「サエズリ」ともう一度。もし聞こえなかったら諦めよう、聞こえたら主人に睨まれる(ような気がする)が、バンザイ嬉しい頂きます。これもまた鬱屈の味だが、日本人同志、(サエズリが、一本か、はたまた二本かは大問題だが)の我慢であるので仕方ない。ただ二本にありつけるのを祈るのみ。

大阪に飲みに行けない時は、湯島天神下の岩手屋の鯨のホーデンにする。昔はこの冬でもあった大盛りの「さらし鯨」がからしの効いた酢味噌で旨かったが今ははかない思い出。しかし取り皿のへりにしがみついたような数片のホーデンの醤油漬のひとひらを剥がしながら、お前は爺のホーデンかなどと悪口をつぶやき熱い酒を呑む。酒がしみ込むとジンジンと怒りにも似たものが腹の中で動き出した。

皿の中の醤油漬になってしまった貧弱な干びた一片のホーデンを見つめつつ母船での解体作業中に、時に人が落ちては死んでしまうという偉大な鯨の母なるヴァギナを想う時、なにか日本人は限りなく小さく萎びてしまったように思えて来る。

日本人は大らかな豊かな心も失ってしまうのではなからうか。

亡くなった国際ジャーナリストの近藤紘一の話だが、ベトナム人の妻が東京の家で、兎を飼うというのがある。妻は、兎を子供と同じように可愛がりニックネームをつけて、何時もその名を呼びながら手塩にかけて育てたという。近藤は妻の優しさを感じ入った。

或る日突然妻が大きく育った兎をつるし、鋭利な刃物で喉をかき切って豪快に捌き、切り刻んでしまったのだ。兎はその夜一鍋のシチューになった。その兎のニックネームを呼びながら妻が、「おいしい、おいしい」と心底嬉しそうに食べているのを見てさらにびっくりするが、やがて、深い感動に捉われる。子兎への情愛と天の恵みの素晴らしい御馳走を食べる喜びが、矛盾するどころか、相い高め合っているように思えたのだ。

米は八十八と書くが、これは 88 回のお百姓の苦労の仕事の回数を表すので、御飯粒を残すと目がつぶれると祖母から教えられた。日本人は食べものを大事にする民族であると思う。池波正太郎の随筆に白魚が大好きな株屋の老人が早春の白魚の卵とじを食べるときいつも必ず「ごめんよごめんよ」と謝るという風

景がある。また犀星の詩には寒の小鳥の焼鳥をいとおしみつつ涙しつつおいしく食べるというのもある。

ベトナム人にはベトナム人の、日本人には日本人の食べものに対する対し方というものがある。勿論、世界のどの民族にも、それぞれ独自の対し方がある。アメリカ人のそれにも、フィジー人のそれにも尊重すべき対し方がある。

利口な鯨を食う残虐な我ら日本人はそのまま鬱屈し、いつまで大石内蔵之助のようにガマンを続けるのか。

私が愛した鯨

ジェームズ三木

脚本家

クジラ料理の専門店では、モツ煮の小腸を百尋という。これは分かるが、鰯丸を美少年というのには思わず笑ってしまった。紅顔をもじったネーミングなのである。思えばこどものころから、クジラにはずいぶんお世話になった。刺身やベーコン、あるいはステーキそしてカツ。関西ではコロというが、四角に切った脂身の部分を切り干し大根と煮たのなんかは、実になつかしい。安いということもあるが、クジラは栄養があり、コレステロールも低く、酒のつまみとしてもあなどりがたいしろものである。

日本人は何千年の昔から、動物性たんぱく質として、クジラを食べつづけて来た。ところが国際捕鯨委員会の横槍で、3年前から商業捕鯨が禁止された。理由は自然保護であり、知能の高いクジラを殺すのは残酷だというのである。それでは牛や豚を食べるのは残酷ではないのだろうか。あれは神が人間に与えた食物だというのが、西洋人の答えである。こんな理不尽な話があったまるか。ひとつの国の食文化が、他国の干渉によってつぶされた例は過去にたった一度しかない。つまり人食い人種に、人を食うのは悪いことだと干渉して以来のことである。

日本の捕鯨業者は職を失った。やがてクジラ料理の店も、次々につぶれて行く。私たちはクジラを食べられなくなるのだ。これでいいのかなと首をひねりながら、ちびりちびりと盃を傾けている今日このごろである。

サエズリ談義

十返千鶴子

随筆家

もう十数年も昔だったと思う。おでん種として煮込んであった“サエズリ”を口にした。場所は大阪だったか四国だったか、それさえもはっきりしないほど遠い日の一夜である。

けれどもこのとき舌にのせた“サエズリ”の、あのまったりとこくがあり、しかも牛や豚のような脂っけを感じさせない爽やかなうま味だけは、今だに忘れずに残されている。

2、3 糰の、一と口大に刻まれ、細い竹串に一つずつ刺されて煮えている肉片を、なんとなんと食べやすそうに思えて手を出したのだったが、そのまるやかな不思議な味には、のど奥に送り込むのが惜しいほどであった。あまりのおいしさに感嘆の声を出すと連れの友人が、「それはねえ、鯨のサエズリというものですよ」と教えてくれた。そして「サエズリ、つまり舌ですよ」とつけ加えた。

鯨がなんらかの“声”を出すということもまだ知らなかったときに、その舌に名づけられた“サエズリ”という呼び方は、なんとも愛らしく詩的でさえあった。なんでも関西地方ではそれをおでん種としてよく使うのだということであった。

その後鯨の料理を頂く機会があって、あの大きな動物の、皮やら内蔵やら尾肉やら、さまざまな部分を口にすることがあったが、なぜか、そのときの“サエズリ”そっくりのものには出会わなかった。

もちろんそういう席には鯨に詳しい方々が大勢いて、鯨の舌はもちろん、のど、くびあたりの部位についての説明をきいた。そして“サエズリ”とは舌ではなくて、口びるあるいはのどではないか、というご意見が耳に入った。しかし私にはどれもみな「群盲象をなでる」のたくいで、どれ一つ正確に印象づけられたものはなかった。

思えば象も鯨も巨大であることに変わりはない。“サエズリ”が舌であれのだであれ、珍味には変わらない。それを口にできる幸せを失いたくない思いだけがひとしお強いのである。

不思議な鯨が地球の不思議を見ている

高木岑生

フォトグラファー&デザイナー

南房総で育った少年は、今見る鯨より数倍も大きく感じた鯨を見て、興奮していた。学校で子供達が弁当箱を開くと、房総特産のタレ（鯨干肉）が黒く詰まっていた。鯨は魚としてごく普通に、社会の食文化に順応していた。こんな少年時代を過ごした私が、今いきいき鯨を描きたくて、鯨の臭のする所を、各地取材して廻る。夏期には早朝三時起きで、解剖師や調査員と共にゴム長履いて、九頭ぐらいは詳細に記録する。本物を知るために始めた取材記録は、一年で自分の身長を越えるまでになった。何時の間にか自分も、研究者の一人になってしまったようだ。本物を見れば見るほど、知れば知るほど、鯨の不思議が湧いてくる。この不思議君が何故、環境問題の象徴にされなければならないのだろう。異文化の者達が、捕獲とか食べると言う行為に、感情をぶつけ合い、広告は無関係な鯨のジャンプを、やたら連発している。この地球人の不思議を鯨は、いいかげんウンザリしているにちがいない。如何なる世界情勢下にあっても、海産哺乳類の科学的、生態資源調査研究の、地道な努力が必要である。人と鯨の共存が可能である事を、国際的にコンセンサスを得る唯一の方法であり、今後、日本鯨類研究所の研究成果が、益々世界の高い評価を得て、マークがその信頼のシンボルとなってほしい。

（財）日本鯨類研究所・シンボルマーク誕生！

イメージサークル・マークへの展開

専門家だけではなく、一般の人々にあるであろう鯨のイメージをも大切に印象度の高い表現をした。鯨体を海面上で目視できるシンボルに、背ビレ（dorsalfin）と尾ビレ（tail）がある。この二点は鯨体のプロポーションの中で最もシンボライズに値する美しいラインと形である。海面部分は調査研究の巾の広さを想定・期待し、四本の横のラインで調査海域の広さと、海区ごとに綿密な調査研究を行っている様子を表現した。マークに上記三点の要素を取り入れることは、欲張りで危険な行為であるが、シンボリックな二点の表現した曲線を強調すると共に全体の複雑感を除くため、マークのアウトラインと海面を直線のラインで表現し、全体を正方形にまとめた。正方形から受けるまとまりすぎた退屈さを、尾羽を少しワクから跳ね出す事によりアクセントを加えた。

日本鯨類研究所 (INSTITUTE OF CETACEAN RESEARCH) と名称を略称 ICR とし長方形の右下段に配した。

書体はゴシック正体では、長方形の中であまり面白くないので、太いボールドゴシックイタリック体で少々動きをつけた。